

## 緊急自動車の運転資格の審査の実施に関する規程

平成 29 年 2 月 24 日  
福井県公安委員会規程第 5 号

改正

令和元年11月28日公委規程第10号 令和3年3月25日公委規程第5号 令和4年5月12日公委規程第16号

緊急自動車の運転資格の審査の実施に関する規程を次のように定める。

緊急自動車の運転資格の審査の実施に関する規程

緊急自動車の運転資格の審査の実施に関する規程（平成15年福井県公安委員会規程第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 審査の実施（第2条―第10条）

第3章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第15条の2の規定に基づき、公安委員会が行う緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 審査の実施

（審査の対象者）

第2条 審査の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第5項、第6項、第7項、第8項、第9項又は第10項に定める年齢又は運転免許を受けていた期間に達しない者で、緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

（審査の申請）

第3条 審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車の使用者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の自動車を使用する者をいう。以下同じ。）を通じて緊急自動車運転資格審査申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行わせるものとする。

（審査の場所）

第4条 審査は、公安委員会に係る運転免許試験場の場内コースにおいて行うものとする。

（審査用自動車）

第5条 審査に用いる自動車は、審査用自動車の基準（別添1）によるものとする。

（審査の内容）

第6条 審査は、審査の内容（別添2）に従って実施することとする。

(審査上の留意事項)

第7条 審査は、次の点に留意して実施するものとする。

- (1) 他の技能試験と同時に並行して行わないこと。
- (2) 審査担当の試験官（以下「試験官」という。）は、あらかじめ審査に関する教養を受けた者の中から、福井県警察本部交通部運転免許課長が指定すること。
- (3) 試験官及び審査を受ける者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (4) 審査時には、試験官及び審査を受ける者以外のものを審査用自動車に同乗させないこと。
- (5) 審査開始前、審査を受けようとする者に対して次の事項について指示すること。
  - ア 審査中における事故防止上の留意事項
  - イ 審査の内容
  - ウ 審査の判定及び中止
  - エ 審査コースの走行順路（実演走行は、省略することができるものとする。）
- (6) 審査を受けようとする者の服装が運転に不適當な場合には、審査を延期すること。
- (7) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）に係る審査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。
- (8) 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づいて必要な指導をすること。

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、次のとおりとする。

- (1) 審査の不合格及び中止

「審査の内容」の履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次のいずれかに該当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

  - ア 右側通行した者
  - イ 脱輪した者
  - ウ 転倒した者
  - エ 試験官が危険防止のため補助した者
- (2) 合否の判定

前記に規定する不合格事由なしに全課題を履行した者について、合否の判定を行うものとする。
- (3) 判定結果の記録

判定結果は、審査判定表（別添3）に記録するものとする。

(審査の特例)

第9条 審査のうち地方公共団体が保有する消防用自動車及び救急用自動車に係る審査は、次の要領で行うことができる。

- (1) 教習実施者の指定

公安委員会は、消防機関の長（消防団にあっては市町村長をいう。以下同じ。）から緊急自動車教習実施者指定申請書（別記様式第2号）に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があったときは、緊急自動車教習実施者指定書（別記様式第3号）に

より教習実施者として指定するものとする。

(2) 教習計画

教習計画の内容は、次のとおりとする。

ア 教習の科目、時間（合わせて5時間以上とする。）、場所及び方法

イ 教習担当職員の官職、氏名及び免許歴

ウ 評定の場所（消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で第4号アの評定を行うことができる場所とする。）

エ 評定担当職員の官職、氏名及び免許歴

オ 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

(3) 教習の実施

教習実施者は、教習計画に従って教習を実施し、教習計画に変更が生じたときは、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

(4) 教習実施者の評定と公安委員会への通知

ア 教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、第5条から第8条までの規定に準じ、評定を行うものとする。

イ 教習実施者は、評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評価結果を証した緊急自動車教習実施結果通知書（別記様式第4号）を作成し、評定結果の欄が合格である者に係る申請書及び運転免許証とともに、公安委員会に提出するものとする。

(5) 公安委員会の審査

公安委員会は、前号イにより提出された緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、合否を決定するものとする。

（運転免許証への記載等）

第10条 審査に合格した者については、その者の運転免許証の備考欄の最下段に「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日福井県公安委員会」の例による記載を行うとともに、申請書にその旨を記録して保存しておくものとする。

なお、AT車を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車（以下「MT車」という。）である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、運転免許証の備考欄の最下段には「緊急車（普通（AT車に限る））運転可〇〇年〇月〇日福井県公安委員会」の例による記載を行うものとする。この場合において、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経験年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用して審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。

2 審査に合格した者が運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したため運転免許証の再交付を受け、上記記載を必要とするときは、公安委員会において事実を確認の上、この記載を行うものとする。

3 前項の場合において、他の都道府県公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）が行った審査に合格しているときは、その者にかかる緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書（別記様式第5号。以下「記載申請書」という。）を提出さ

せるものとする。この場合において、公安委員会は、審査公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日（〇〇（審査公安委員会に係る都道府県名）公安委員会）福井県公安委員会」の例による記載を行うものとする。

- 4 審査なしに緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者が運転免許証にその旨の記載を必要とするときは、公安委員会に対し使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書（別記様式第5号）を提出させるものとする。この場合において、公安委員会は事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日福井県公安委員会」の例による記載を行うものとする。

### 第3章 雑則

（関係書類の保存期間）

第11条 関係書類については、会計年度で次のとおり保存することとする。

- (1) 緊急自動車運転資格審査申請書、緊急自動車教習実施結果通知書及び緊急自動車運転資格記載申請書…………… 5年
- (2) 緊急自動車教習実施者指定申請書、緊急自動車教習実施者指定書…………… 30年

附 則

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

## 別添1

## 審査用自動車の基準

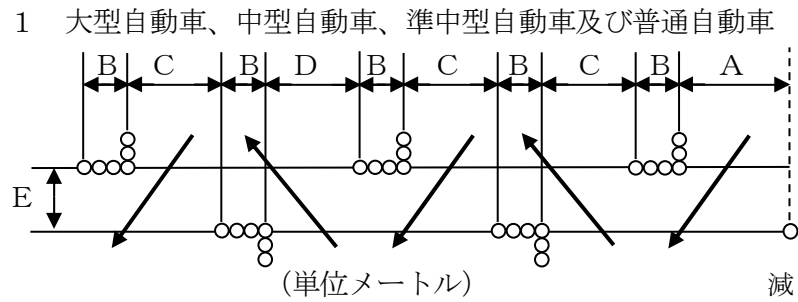
運転しようとする 緊急自動車	審査用自動車	備 考
大型自動車	最大積載量 10,000 キログラム以上で、長さが 11.00 メートル以上 12.00 メートル以下、幅が 2.40 メートル以上 2.50 メートル以下、軸距が 6.90 メートル以上 7.20 メートル以下の車軸を 3 軸以上有する大型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車	最大積載量 5,000 キログラム以上で、長さが 7.00 メートル以上 8.00 メートル以下、幅が 2.25 メートル以上 2.50 メートル以下、軸距が 4.10 メートル以上 4.40 メートル以下の中型自動車	
準中型自動車	最大積載量 2,000 キログラム以上で、長さが 4.40 メートル以上 4.90 メートル以下、幅が 1.69 メートル以上 1.80 メートル以下、軸距が 2.50 メートル以上 2.80 メートル以下、前輪輪距 1.30 メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが 4.40 メートル以上 4.90 メートル以下、幅が 1.69 メートル以上 1.80 メートル以下、軸距が 2.50 メートル以上 2.80 メートル以下、輪距 1.30 メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪	総排気量が 0.700 リットル以上の大型自動二輪車（当分の間、AT車にあっては、総排気量 0.600 リットル以上のもの）	
普通自動二輪	総排気量が 0.300 リットル以上の普通自動二輪車	
小型限定 普通自動二輪	総排気量が 0.090 リットル以上 0.125 リットル以下の普通自動二輪車	

別添2

審 査 の 内 容

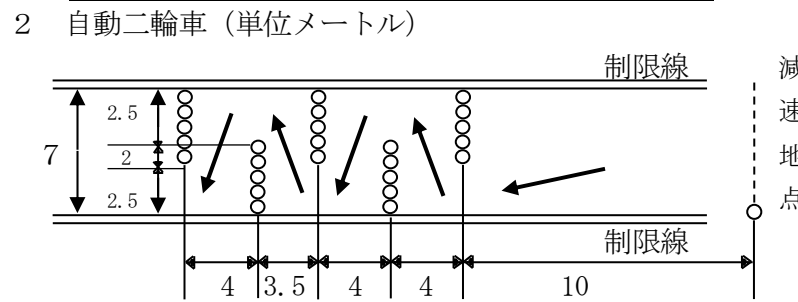
課 題		課 題 の 設 定	課 題 の 履 行 条 件	回 数
周 回 コ ー ス 及 び 幹 線 コ ー ス の 走 行	周回コース	外回りとする。		
	指示速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内で指示速度に達するよう走行すること。	1
	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4か所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4
	交差点の右左折	1 右左折は、明確な進路変更が行える道路幅員及び区間を設定して行わせる。 2 交差点の信号機の灯火は消灯する。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行をすること。	右左折 各2
	指定場所における一時停止	一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。	停止線の直前での停止及び交差点の安全確認をすること。	2

障害物間の通過



種別・区間	A	B	C	D	E
大型自動車	10	3	12	11	1
中型自動車	10	3	8	7	1
準中型自動車	10	3	6	5	1
普通自動車	10	3	6	5	1

減速地点



- 3 上記コースの条件
- (1) 障害物は、ロードコン (高さおおむね 0.7 メートル) を用いて設けるものとし、その間隔は、ロードコンの中心から中心までを1メートルとする。
  - (2) 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるものとする。
  - (3) 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる (以下「直線路における転回」において同じ。)

1 減速地点の直前のギア及び速度は、次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。

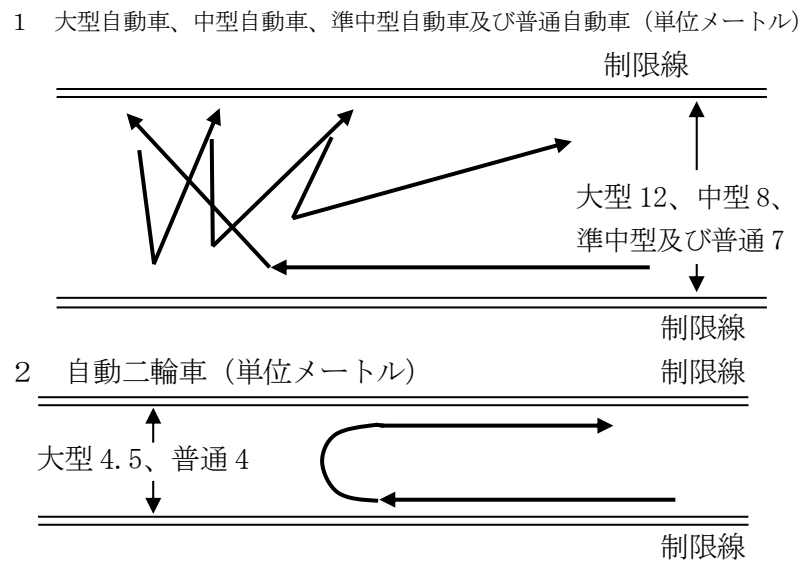
大型自動車	4速	おおむね40 キロメートル毎時
中型自動車	〃	〃
準中型自動車	〃	〃
普通自動車	〃	〃
自動二輪車	4速以上	〃

(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)

2 障害物の間を通過し終えるまで障害物に接触し、又は停止 (エンストを含む。) しないで走行すること。

3 自動二輪車にあつては、両側の制限線の内側を足をつかずに走行する。

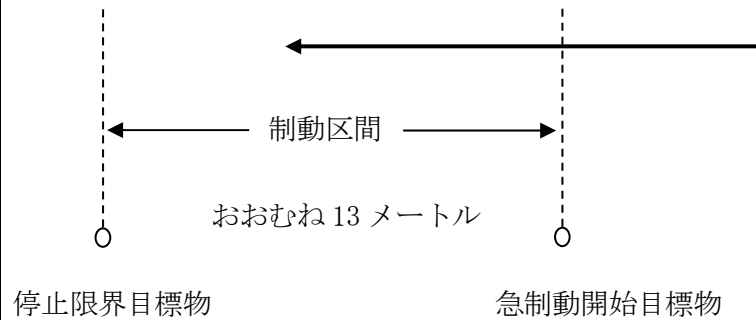
直線路における転回



- 1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによつて転回すること。
- 2 自動二輪車にあつては、制限線の内側で片足を1回つき、停止しないで転回すること。
- 3 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては切り返しの都度、自動二輪車にあつては転回するとき、後方の安全確認をすること。



急 停 止



- 1 周回コース等に目標物を数箇所設け、審査を受ける者に対しては、あらかじめ目標物を特定せず、試験官の指示によって停止させる。
- 2 路面上には、目標線などの標示は、設けないものとする。

1 この課題を行うときのギア及び速度は、次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。

大型自動車	4速	おおむね 40 キロメートル毎時
中型自動車	〃	〃
準中型自動車	〃	〃
普通自動車	〃	〃
自動二輪車	4速以上	〃

(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)

- 2 横振れして停止しないこと。
- 3 制動区間を超過しないこと。



# 審査判定表

(コース図)		実施日		年 月 日			
		合 否 確 認			試験官		
		種別		大型	中型	準中型	普通
		番号		氏名		自動二輪 大型 普通	
課 題	観 察 事 項				判 定		
						○	×
周回カーブ及び幹線コースの走行	指示速度による走行	不到達					
	周回カーブの走行	ブレーキ不安定 ① ② ③ ④		ハンドル不安定 ① ② ③ ④			
	交差点の右左折	安全不確認 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ 変更不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦		合図不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ 徐行不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦			
	指定場所における一時停止	不停止（出過ぎを含む。） ① ②		不確認 ① ②			
障害物間の通過		四輪	停止（エンストを含む。） 障害物接触 やり直し				
		二輪	停止（エンストを含む。） 足つき 障害物接触 制限線接触 やり直し				
直進路における転回		四輪	後方不確認 ① ② ③ 規定外切り返し 制限線接触				
		二輪	停止（エンストを含む。） 後方不確認 踏み替え 制限線接触				
急 停 止		横振れ やり直し		区間超過			
そ の 他		右側通行 転 倒		脱 輪 試験官の補助			
総 合 判 定						合	否

様式省略